

2021年5月11日

第1および第2クォーターの授業等について

南山大学長 ロバート・キサラ

9日から、岐阜県と三重県に「まん延防止等重点措置」が適用され、同措置がすでに適用されていた愛知県には、12日からは新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されることになりました。これを受けて、今後の第1クォーターの授業（12日～27日）と試験、さらには来月4日から始まる第2クォーターの授業について、次のような方針でこれを進めていくこととしました。

I. 第1クォーターの授業について

1. 演習系科目および体育実技科目以外は、原則、オンライン授業とする。

緊急事態宣言が出され、社会全体で人出ないし人の流れをできる限り抑え込むことが、今、求められています。その一方で、学修機会の確保という要請もあります。こうしたことから、演習科目（およびそれに準ずる科目）および体育実技科目については、原則、対面方式で授業を行い、その他の科目についてはオンライン方式で授業を行うこととします。この期間も、従来からの「対面免除申請」制度は維持します。

演習系科目の具体的特定は、学部等が最終的に決定します。学生の皆さんには、決定後速やかに、その内容を PORTA 等を通じて公表します。

2. オンライン方式のみの授業および資格関連科目を除き、5月12日（水）～15日（土）は休講とします。

授業方式の切り替えを円滑に行うため、対面式の授業と対面とオンラインを併用するハイブリッド式の授業については、12日（水）～15日（土）を休講とします。この切り替えによる影響を受けないオンライン方式のみの授業と、対外的な要素が関わる資格関連の授業については、休講することなく、そのまま実施します。無用の混乱を避ける観点から、このような措置をとります。

3. 変更された方式による授業は、5月17日（月）から開始します。

演習科目や体育実技科目の特定、さらにはそのことの周知を確実にするため、変更された方式での授業は、5月17日（月）から開始します。従って、方式変更される科目は、現行方式での授業が5月11日（火）を最後とし、休講期間を経た後、17日（月）から再開されることになります。

II. 第1クォーターの試験について

対面による定期試験の実施は、中止します。

III. 第2クォーターの授業について

1. 緊急事態宣言が延長された場合

5月末までの緊急事態宣言が、第2クォーター開始後も続いていた場合には、緊急事態宣言下の授業方式の考え方にに基づき授業を行います。すなわち、5月17日（月）以降の授業方式の継続です。この態勢は、緊急事態宣言が解除されるまで続くことになります。

2. 緊急事態宣言が解除された場合

第1クォーターで採用された授業方式の考え方に則り、授業を進めていくことになります。

いずれにしましても、第2クォーターの授業は、緊急事態宣言が延長された場合と解除された場合の双方を想定して、つまり2通りのケースを想定し、準備を進めていくことになります。

なお、大学院の授業については、これまで通り各研究科の判断で運営されます。

以上